

新型コロナワクチンの接種に伴う生徒の出席停止措置について

現在、各市町において新型コロナワクチンの接種準備が行われており、その予約や接種が始まるところです。

今後、生徒が新型コロナワクチンの接種を行うために学校を欠席、遅刻、早退する場合には、「出席停止」となります。また、接種後に生じた副反応のために学校を欠席、遅刻、早退する場合についても同様です。

なお、学校は、保護者・生徒からのワクチン接種についての申し出を個人情報として取り扱い、その管理を適切に行うとともに、ワクチン接種を受けていない生徒に接種の強制や差別的な扱いを受けることがないよう配慮します。

【参考資料】

令和3年6月22日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について

2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断いただくよう、お願いいたします。